

議第51号

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成31年 2月15日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県道路占用料徴収条例（昭和44年滋賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

付 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。